

前回の方法書に対する知事意見への対応等

No	前回の方法書に対する知事意見	前回の方法書に対する知事意見への対応方針等	
		対応方針	論点整理（資料 1-5）
1	<p>1 事業計画</p> <p>(1) 煙突高さについて、施設の稼働に伴い排出される窒素酸化物による大気質への影響をできる限り低減するため、改めて複数案を設定し検討するとともに、その内容及び結果を明らかにすること。</p> <p>なお、複数案からの絞り込みに当たっては、環境保全上の妥当性を検証すること。</p>	<p>【意見しない】</p> <p>煙突高さの複数案の検討については、本方法書 (p362) において、煙突高さ 80m と 100m の最大着地濃度、最大着濃度地点なども含めた検討結果が示されているため。</p>	—
2	<p>(2) 施設の稼働に伴い排出される窒素酸化物の濃度について、近年、環境影響評価が行われた類似事例も踏まえ、できる限り低減すること。</p>	<p>【意見しない】</p> <p>類似の事例を踏まえ、窒素酸化物の排出濃度を前方法書時の計画である 5ppm から 4.5ppm に低減する計画としているため。</p>	—
3	<p>(3) 電気事業法第 46 条の 6 の規定により送付された事業者の見解において、試運転や冷機起動時に排出される窒素酸化物を 5ppm 以下とすることとされているが、その根拠を明らかにすること。</p>		
4	<p>(4) 復水器冷却水の冷却方式について、温排水による海生生物等への影響を回避又はできる限り低減するため、近年、環境影響評価が行われた臨海部における類似事例の対応状況等も踏まえ、海水冷却方式との併用も含めた海水冷却以外の方式について改めて検討し、その内容及び結果を明らかにすること。</p>		—
5	<p>(5) 冷却方式に海水冷却方式を採用する場合は、取放水温度差を低減するため、近隣企業と連携し、LNG を気化した際に生ずる冷排水の利活用等について検討するとともに、盤州干潟を含む周辺海域の生態系保全の観点から、取放水設備における海生生物の付着防止対策について、できる限り次亜塩素酸ナトリウム等を使用しない方法とすること。</p>	<p>【意見しない】</p> <p>空気冷却方式を採用する計画であるため。</p>	—
6	<p>(6) 一般排水に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の適用を明らかにするとともに、排出水の汚濁負荷量をできる限り低減すること。</p>		<p>【意見しない】</p> <p>一般排水については、袖ヶ浦終末処理場へ排出し、海域への直接排出がない計画としているため。</p>

No	前回の方法書に対する知事意見	前回の方法書に対する知事意見への対応方針等	
		対応方針	論点整理（資料1-5）
7	(7) 一層の二酸化炭素排出削減のため、発電方法について、今後の技術革新を踏まえた更なる発電効率の向上や、新たな発電方式の導入を検討すること。	【意見する】 技術革新などにより、今後更なる発電効率の向上などの可能性もあることを踏まえて、意見する。	2 事業計画 事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、最良の利用可能技術の導入を検討することにより、大気環境の負荷の低減や温室効果ガスの削減など、一層の環境影響の回避・低減に努めること。
8	(8) 対象事業の引継ぎ後、燃料種及び発電方式等の見直しに至った経緯及び検討内容を明らかにするとともに、その結果について、見直し前後の施設諸元及び環境影響の程度をできる限り客観的かつ定量的に比較すること。	【意見しない】 本方法書の「はじめに」において、燃料種、発電方式及び復水器冷却方式等の見直しに至った経緯や施設の諸元が示されているため。	—
9	2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (1) 全般 ア 実施済みの調査結果を活用することとされているが、周辺環境の変化等を踏まえ、再調査や補足調査の実施を検討するとともに、その内容及び結果を明らかにすること。	【意見しない】 本方法書では、改めて調査を実施する計画であるため。	—
10	イ 車両の走行による大気質、騒音及び振動への影響について、一般国道16号沿道以外においても必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。	【意見しない】 前回の準備書の予測結果において、交通量及び関係車両の走行台数が最も多い国道16号において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の将来濃度は環境基準を適合しているため。また、騒音・振動は県道300号も対象として調査する計画であるため。	—
11	ウ 大気質、温排水及び海生生物等について、既存の火力発電所に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他の事業者との情報交換等に努め、重疊的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。	【意見する】 大気質については、他の火力発電所との重疊的な影響が懸念されるため。 温排水及び海生生物については、一般排水の海域への直接排出がないため、意見しない。	3 (2) 大気質 ア 事業区域の周辺において、稼働中及び建設中の火力発電所があり、大気環境について重疊的な影響が懸念されることから、必要な周辺の火力発電所の情報収集に努め、重疊的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
12	エ 方法書記載のボイラー及びタービン以外の原動力設備について、できる限り諸元等を具体化し、予測及び評価の対象に含めること。	【意見する】 予測及び評価に必要である空気冷却方式の騒音発生施設の諸元が示されていないため、意見する。	3 (3) 騒音 ア 施設の稼働による騒音について、空気冷却方式の復水器では多数のファンを設置する必要があるとされていることから、復水器を含めて設置する騒音発生施設の諸元を示した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

No	前回の方法書に対する知事意見	前回の方法書に対する知事意見への対応方針等	
		対応方針	論点整理（資料1～5）
13	<p>(2) 大気質</p> <p>ア 周辺地域には、平地、斜面地及び台地等で構成される複雑な地形が広がっていることから、必要に応じて住居地域等の調査地点及び予測地点を追加するとともに、地形を考慮した精緻な手法により予測を行うこと。</p>	<p>【意見しない】</p> <p>本方法書では、地形影響の予測を実施する計画であるため（p271等）。</p>	—
14	<p>イ 工事用資材の搬出入に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、使用する船舶も予測及び評価の対象に含めること。なお、燃料に重油等を使用する場合は、硫黄酸化物を環境影響評価項目に選定すること。</p>	<p>【意見する】</p> <p>本方法書では、船舶から発生する窒素酸化物等が予測及び評価の対象に含まれているかが不明なため。</p>	<p>3 (2) 大気質</p> <p>ウ 工事用資材の搬出入に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、使用する船舶も予測及び評価の対象に含めること。なお、燃料に重油等を使用する場合は、硫黄酸化物を環境影響評価項目に選定すること。</p>
15	<p>ウ PM2.5及び光化学オキシダントについて、予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。</p>	<p>【意見する】</p> <p>現時点では、PM2.5等の確立された予測手法はないが、今度、予測の精度の高い手法が確立される可能性もあることを踏まえて、意見する。</p>	<p>3 (2) 大気質</p> <p>オ PM2.5及び光化学オキシダントについて、予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。</p>
16	<p>(3) 騒音及び超低周波音</p> <p>ア 低周波音について、超低周波音（周波数が20Hz以下の音）を含めて予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【意見する】</p> <p>本方法書では、超低周波音が予測及び評価の対象に含まれているかが不明なため。</p>	<p>3 (3) 騒音及び低周波音</p> <p>イ 低周波音について、超低周波音（周波数が20Hz以下の音）を含めて予測及び評価を行うこと。</p>
17	<p>イ 工事用資材等の搬出入に係る超低周波音について、発生源となるタグボート等を使用する場合は、環境影響評価項目に選定すること。</p>	<p>【意見する】</p> <p>本方法書では、工事用資材等の搬出入時のタグボートの使用の有無等が不明なため。</p> <p>なお、馬力の大きいタグボートからは超低周波音が発生する可能性がある。</p>	<p>3 (3) 騒音及び低周波音</p> <p>エ 工事用資材等の搬出入に係る超低周波音について、発生源となるタグボート等を使用する場合は、環境影響評価項目に選定すること。</p>
18	<p>ウ 超低周波音について、伝搬特性を考慮して、環境保全についての配慮が特に必要な住居、学校及び病院等を含む地域を対象に、調査地域及び予測地域を適切に設定するとともに、その根拠を明らかにすること。</p>	<p>【意見する】</p> <p>空気冷却方式の復水器では多数のファンを設置する必要があるとされているが、低周波音及び超低周波音の伝搬する距離や事業区域周辺の住居等への影響が不明なため。</p>	<p>3 (3) 騒音及び低周波音</p> <p>ウ 施設の稼働による低周波音（超低周波音を含む）について、伝搬特性を考慮して、環境保全についての配慮が特に必要な住居、学校及び病院等を含む地域を対象に、調査地域及び予測地域を適切に設定し、事業区域周辺の住居等への影響を適切に調査、予測及び評価すること。</p>

No	前回の方法書に対する知事意見	前回の方法書に対する知事意見への対応方針等	
		対応方針	論点整理（資料1～5）
19	エ 低周波音の評価について、予測結果と比較する基準等を示すとともに、当該基準との整合が図られているかどうかを検討する手法も採用すること。	【意見する】 本方法書では、低周波音の評価について、予測結果と比較する指標が示されていないため。	3（3）騒音及び低周波音 オ 低周波音（超低周波音を含む）の評価について、予測結果と比較する指標等を示し、評価を行うこと。
20	（4）水質（水の汚れ、富栄養化及び水温）、その他（流向及び流速） ア 水の汚れ及び富栄養化等について、復水器冷却水の冷却方式に海水冷却以外の方式を採用する場合は、必要に応じて予測地点を追加すること。	【意見しない】 復水器冷却方式を空気冷却方式に変更したことから、温排水が発生しないため。 一般排水については、袖ヶ浦終末処理場へ排出し、海域への直接排出がない計画としているため。	-
21	イ 水温並びに流向及び流速に係る調査及び予測の地点について、隣接する発電所の温排水との重畳的な影響を適切に予測できる地点を検討し、その結果に応じた調査、予測及び評価を行うこと。		
22	ウ 水温並びに流向及び流速に係る調査地点の範囲・位置について、温排水の拡散予測結果との比較等により設定の妥当性を検証し、その結果に応じて施設稼働後に必要な環境監視（環境の状況等を継続的に把握するための調査・測定等）を行うこと。		
23	エ 流速（鉛直流）に係る調査地点の範囲・位置、調査期間について、温排水の三次元的な拡散を適切に把握できる条件を改めて検討し、その結果を踏まえて設定すること。		
24	（5）海生生物、生態系（海域） ア 海生生物について、近年の知見の集積及び水質に係る予測結果等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。		
25	イ 海域の生態系を環境影響評価の項目に選定し、近年の知見の集積及び水質に係る予測結果等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。		
26	ウ 復水器冷却水の取放水設備において、やむを得ず次亜塩素酸ナトリウム等を使用する場合は、海生生物等への影響について予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を検討すること。		
27	エ 海生生物等への影響を適切に把握するため、調査地点において水環境に係る調査も併せて行うとともに、調査地点、調査項目及び調査期間等を記載した環境監視計画を作成の上、海生生物等及び水環境の環境監視を行うこと。		

No	前回の方法書に対する知事意見	前回の方法書に対する知事意見への対応方針等	
		対応方針	論点整理（資料１－５）
28	<p>（６）景観 完成後の施設が視認可能となる範囲を明らかにした上で、その範囲内の主要な眺望点も含めて調査地点を選定すること。</p>	<p>【意見する】 煙突高さが 80m から 100m に変更されたため、視認可能となる範囲が変わることが想定されるため。</p>	<p>３（５）景観 完成後の施設が視認可能となる範囲を明らかにした上で、その範囲内の主要な眺望点も含めて調査地点を選定すること。</p>
29	<p>（７）人と自然との触れ合いの活動の場 事業区域周辺は、潮干狩りを目的とした多くの人出が想定されることから、その利用時期及び利用状況も考慮して予測及び評価を行うこと。</p>	<p>【意見する】 本方法書では、交通量の状況調査は、代表する平日の１日とされており、潮干狩りを目的とした利用時期などが考慮されていると言いたい。</p>	<p>３（６）人と自然との触れ合いの活動の場 事業区域周辺は、潮干狩りを目的とした多くの人出が想定されることから、その利用時期及び利用状況も考慮して調査、予測及び評価を行うこと。</p>
30	<p>（８）廃棄物等 復水器冷却水の冷却方式に海水冷却方式を採用する場合は、取水口等に付着する貝類の除去により、多量の一般廃棄物の発生が想定されることから、一般廃棄物を環境影響評価の項目に選定すること。</p>	<p>【意見しない】 空気冷却方式を採用する計画であるため。</p>	—
31	<p>３ その他 今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの懸念・要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うとともに、地域への貢献活動等を通じて、双方向のコミュニケーションを図ること。</p>	<p>【意見する】 関係市及び地域住民から複数の意見の提出があったため。</p>	<p>４ その他 （２）今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの懸念・要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方のコミュニケーションを図ること。</p>